

国民の保護に関する基本指針案についての意見募集（パブリックコメント）における主な意見とそれに対する考え方

意見の概要	意見に対する考え方
<p style="text-align: center;">生活関連等施設の安全確保</p> <p>基本指針案では、平素からの備えとして、都道府県は、生活関連等施設の管理者に対し、武力攻撃事態等における安全確保措置について定めるよう要請するものとするとしているが、この要請に当たっては、施設の管理者に対し、過剰な負担を強いることとならないよう、十分に留意していただきたい。</p>	<p>生活関連等施設の管理者は、その自主的な判断に基づき、安全確保措置について定めるものとする旨を加えることとした。（基本指針４３ページ）</p>
<p style="text-align: center;">指定公共機関等の訓練</p> <p>基本指針案では、指定公共機関等が、国又は地方公共団体が実施する訓練に参加するよう努めることとされているが、国等の実施する訓練に参加するかしないかは指定公共機関等の自主的な判断による旨を明確にすべきである。</p>	<p>指定公共機関及び指定地方公共機関は、自主的に、国民保護措置についての訓練を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する国民保護措置についての訓練へ参加するよう努めるものとするとして修文することとした。（基本指針７０ページ）</p>